

「高知県地球温暖化対策実行計画（案）」の意見公募手続（パブリックコメント）へ寄せられたご意見に対する考え方

- 1 意見公募期間：令和8年1月30日から令和8年2月28日
- 2 意見提出：1者から6件
- 3 ご意見の内容と県の考え方：下表のとおり

NO	項目	ご意見の内容	県の考え方
1	全般	<p>風力発電施設建設のためには、風車基礎敷地、建設作業ヤード、資材搬入道等のために、風況のよい山の尾根部を大きく切り開かなければなりません。動かす土量も大きいです。山側の切った土を谷側に盛る作業の恐ろしさは、熱海の土石流を受けた法律改正につながり、能登半島地震に関しては今も報道されていますし、濱田町でも地震後、複数回視察されたようです。</p> <p>(1) 能登半島地震後3か月目に、半島尾根部の風力発電施設がすべて停止したとの報道が各社一斉になされました。しかし、その後、営業運転を再開したとの報道に行き当たりません。半数ほどは再開したらしいとも聞きますが、被災状況、再開状況など詳しいことを把握されていたら、教えてください。</p> <p>(2) 営業を再開できていないとしたら、その理由は何でしょうか？</p> <p>(3) 営業再開の見込みはあるのでしょうか？ない場合は損失が発生するのでしょうか？それとも各種制度や保険加入により営業補償がされているのでしょうか？</p> <p>(4) 営業が再開されないままであるとしたら、耐用年数経過後、施設はどうなるのでしょうか？安全な方法で撤去されるのでしょうか？撤去されずに放置されるのでしょうか？</p>	<p>いただいたご意見に関することについて、状況等は把握しておりません。</p> <p>ただし、ご意見をいただきました、大地震発災後の風力発電設備に関する状況や影響などについては、重要な視点となりますので、いただいたご意見も踏まえ、事例などの情報収集に取り組みとともに、必要な対応を検討してまいります。</p>
2	第4章（高知県の現状） 3 再生可能エネルギー導入量の状況	<p>P75「高知県の再生可能エネルギー施設マップ」について、風力発電②の発電所事業主体が高知県公営企業局となっているが、誤記載ではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり誤記載であるため、修正いたします。</p>
3	第4章（高知県の現状） 3 再生可能エネルギー導入量の状況	<p>P75「高知県の再生可能エネルギー施設マップ」の風力発電について。</p> <p>(1) 「②高知県公営企業局 葉山風力発電所」とありますが、「②（株）葉山風力発電所 葉山風力発電所」の誤記載である旨うかがいました。その際、葉山風力発電所は2026年4月にFIT調達期間が終了するけれども、調達期間終了後も、同会社が発電を継続されるかどうかについては担当では把握していないとかがいきましたが、県として情報を把握していますか？</p> <p>(2) 事業を継続しない場合、施設は撤去されるのでしょうか？それとも他の事業者が運転継続するのでしょうか？地上部のみでなく、基礎鉄筋コンクリート部分についても教えてください。</p> <p>(3) 運転の継続を行わない場合は、撤去となると思われますが、事業計画認定情報では廃棄費用の積立状況は開示不同意となっています。建設計画中の風力発電事業への影響も心配されます。施設所在自治体から県は、残置に関する取り決めの有無など情報提供を受けていませんか？</p> <p>(4) リプレースのあるなしについてはいかがでしょうか？</p> <p>(5) それにもかかわらず、撤去作業はいつかは行われるべきだと思います。撤去されずに放置されるということがないよう、最後を見届ける手続き部署が県の中に別途用意されているのでしょうか？</p>	<p>【（1）～（4）について】</p> <p>ご質問をいただきました、当該事業者の事業終了の見込みについては、「経済産業省にて公表されております「FIT認定制度の公表情報」を基にお答えした内容となっております、そのほか、ご質問いただいた内容については、県としては把握しておりません。</p> <p>【（5）について】</p> <p>風力発電設備については、国における事業計画策定ガイドラインなどにより、事業者において計画的な廃棄等費用の確保や事業終了後の撤去及び処分の実施を行うことが定められています。</p> <p>また、廃棄物処理法においても、事業活動に伴って生じた廃棄物は排出事業者自らの責務として適切に処理しなければならないとされています。</p> <p>上記廃棄物処理法の規定に基づいた適切な処理がされていないなど、不適切な処理に関する連絡や通報が県にあった際には、状況を確認し、県から排出事業者に対して、内容に応じた行政処分・指導などを行うことがあります。</p>

NO	項目	ご意見の内容	県の方考え方
4	第5章（高知県が目指す将来像）	<p>「自然資本を投資すべき対象とし、適切な投資のもとに地域全体を運営し、地域の豊かさにつなげていく「自然資本経営」という概念を盛り込むこととします。」と、国に倣って新たな概念を取り入れています。</p> <p>(1) 「「経済と環境の好循環の創出」を目指し」とありますが、自然環境があって、それをいただいてそれを評価し、保全し、利活用すべく投資をすることで地域の豊かさを増進させるのであれば、「環境と経済の好循環の創出」となると思われますが、委員の方からは意見はありませんでしたか？宇沢弘文の「社会的共通資本」のコモنزの考え方は違うのでしょうか？</p> <p>(2) P79「具体的な施策の例を、77ページ以降の〈参考 自然資本経営の概念に合致する取組事例〉に」とありますが、「81ページ以降」ではないでしょうか？</p> <p>(3) P82「自然環境を保全し、していくことが重要です。」とありますが、誤植と思われます。</p>	<p>【(1)について】</p> <p>「経済と環境の好循環」の表現については、国が、2020年（令和2年）10月に2050年のカーボンニュートラル宣言を行い、グリーン成長戦略を策定した際に示された考え方に基づいております。国は、「経済と環境の好循環」とは、「温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも、成長の機会と捉える時代に突入した。従来の発想を転換し、積極的に対策を行うことが、産業構造や社会経済の変革をもたらす、次なる大きな成長につながっていくもの。」と定義しております。</p> <p>本県においてもそうした考え方を踏まえ、2022年3月に地球温暖化対策実行計画の実行性を担保する高知県脱炭素社会推進アクションプランを策定し、「2050年のカーボンニュートラルの実現」と「経済と環境の好循環の実現」に向けて、取組を推進してまいりました。この考え方自体を改めることへの委員からの意見はありませんが、今回、新たに、本県の豊かな環境を守り育てることで地域の豊かさに繋げていくという観点から、自然資本経営の概念を盛り込むことで、相互補完的に取組を推進していきます。</p> <p>【(2)～(3)について】</p> <p>ご指摘のとおり誤記載であるため、修正いたします。</p>
5	第7章（再生可能エネルギーの導入推進（高知県新エネルギービジョン）） 2 目標達成に向けた取組方針	<p>「(3) エネルギーの地産地消に向けた環境整備と地域新電力などの取組の推進」として、P134「本県の地域新電力の設立状況」があげられています。</p> <p>(1) 赤字にならないことが確実な事業であればいいのですが、儲からない事業と分かっているのに私企業が参入しない、という前提のもとで自治体が関与設立するということでしょうか？</p> <p>(2) この3社の経営状況は、どのようになっているのでしょうか？</p> <p>(3) 地方財政厳しき折、何らかの理由により運営状況が悪化して、赤字を一般財源で補填という状況にならないように、設立にあたって計画段階から財務担当弁護士や公認会計士、アグリゲーターなどの専門家の支援を受けられるような県の制度があるのでしょうか？</p> <p>(4) P133「地域特性を踏まえた多様な電源確に加えて」とありますが、誤植と思われます。</p>	<p>【(1)について】</p> <p>地域新電力については、各自治体において、地域で発電した利益を地域に還元するという目的のもとに、運営する事業者のことを指します。また、地域新電力の立ち上げにおいては、一般的には、地元基礎自治体の市町村と事業者、そしてノウハウを持つ民間事業者との共同出資により設立されるケースが多いと認識しております。</p> <p>【(2)について】</p> <p>個別具体的な経営状況の数値等については、県では把握しておりません。</p> <p>【(3)について】</p> <p>県では、市町村の取組の支援として、市町村においてセミナーなどを開催する際に、講師となる専門家を派遣する費用の一部を支援する「脱炭素アドバイザー」制度を実施しております。この制度を活用することが可能となっております。</p> <p>【(4)について】</p> <p>ご指摘のとおり誤記載であるため、修正いたします。</p>

NO	項目	ご意見の内容	県の考え方
6	全般	<p>高知県内で、新規風力発電施設の建設がなくても計画目標達成に問題ないと理解しました。理由は以下の通りです。</p> <p>(1) P6の「コラム」で、「県外から移入してきて県内で消費しているエネルギー」とは、具体的には、石油製品のことでしょうか？電力のことでしょうか？</p> <p>(2) 電力のことであれば、P72下段グラフ及びP73表によると本県における2024年の電力自給率は99.7%となっています。計画を策定する場合は100%を超えないといけないと国から指示があったのでしょうか？</p> <p>(3) P129グラフによると、2040年には、再生可能エネルギー電力自給率は144.2%が見込まれています。風力発電の新規導入がなくても問題ないと思われそうですが、勘違いでしょうか？</p> <p>(4) 高知県で吹く風は高知県のものでしょうか？</p> <p>風下側の県では、風車ウエイクによる弱く乱れた気流により、天候に変化が生じ、農作物被害が起こらないとも限りません。設備容量を計算し、自給率を計算するときは高知県に入れて、実際の電力は高知県では使っておらず、風下県でも使っていないということもあり得るということです。</p> <p>風車を立てるために山は切り開かれ、水脈を壊される恐れと、土砂崩れの心配、さらに水源涵養保安林を切った場合は、洪水と濁水の両方を心配しなければならぬかもしれません（今年1～2月のように、または、毎夏毎冬）。発電期間経過後は、山岳部脆い地盤のため、地上部設備は撤去して支柱を10m程に切り詰めて、しかしながら基礎鉄筋コンクリートは掘り返すわけにもいかず、植樹もできず、残置せざるを得ず、50年後100年後の風化と土砂崩れも心配になります。事業者はそこまで面倒を見てくれるのでしょうか。</p> <p>計画には風力発電設備の導入については書かれていますが、発電期間終了後の具体的なことが何も書かれていません。ここに書かれてなかったら、どこで規定されているのでしょうか？</p> <p>(5) 先日、WIND EXPO【春】のメール開催案内が届きました。風力発電関係の講演では、陸上風力は一つもなく、洋上風力関連ばかりです。発電電力量に比して環境破壊が目に見えて大きすぎるのは、周知の事実となっています。太陽光発電の規制は最近強化されつつありますが、風力発電については規制が緩いようです。高知県では、風力発電も山の尾根部は不要の旨公表していただき、禁止の条例化をしていただければ幸いです。</p>	<p>【(1)について】 石油や石炭といった化石燃料だけではなく、電力も含め、幅広い定義となっております。</p> <p>【(2)、(3)について】 国からの指示はありません。 なお、ご指摘いただいたこの自給率とは、注釈に記載のとおり、県内の消費電力量に対する県内で発電される電力量の比率であり、発電した電気の県内消費率ではなく、いわゆる供給力を示す理論上の数値となっております。 再エネの導入目標は、県内の事業計画の動向などを踏まえていますが、地域で発電した電力により得られた利益を地域に還元する「エネルギーの地消地産」の観点や、地域で発電した電力を地域外にも売り県内に利益を還元していく観点からは、県として理論上の電力自給率100%を超える更なる促進が必要と考えているため、今回100%を上回る目標を設定しています。</p> <p>【(4)について】 2035年度以降の目標値については、FIT期間の満了も考慮し設定しております。 そうした中で、風力発電設備の立地に係る環境負荷及び事業終了後の環境に配慮した適切な廃棄、撤去等の内容については、本県においても重要な視点ですので、国における動向なども注視しながら、必要な対応を検討していきたいと考えています。</p> <p>【(5)について】 風力発電設備については、環境影響評価における手続きのほか、国において作成している事業計画策定ガイドラインを遵守することが求められております。県としては、こういった現状に基づき、事業者が県に連絡や相談に来た際には、関係法令の遵守は当然のこととして、地域説明会の開催など地域住民等との適切なコミュニケーションを図り、地域の合意を得た上で、地域と調和した再生可能エネルギーの導入が進むよう、事業者に対して、お願いをしているところです。 今回ご意見いただいた条例化などについては、国における規制強化の動向のほか、他県での取組、また県内における開発の状況なども注視しながら、今後の対応を検討していきたいと考えています。</p>